

介護保険要介護認定等に係る留意点について

① 介護保険〔認定・更新認定・区分変更認定〕申請書の様式変更について

国が整備を進めている介護情報基盤への対応に伴い、令和8年4月1日から申請書の同意欄が変更になります。介護情報基盤を利用した情報提供を行うことへの同意（包括同意）となりますので、令和8年4月1日以降は新様式の申請書を使用してください。

旧様式での申請の場合は、差替えまたは別途同意書（包括同意）の提出をお願いいたします。

新しい申請書及び記入例は、資料7のとおりです。

※介護情報基盤とは：利用者の介護サービス利用に関する情報をひとつに集約し、利用者の同意に基づいて介護サービス提供に関わる関係者の間で共有する仕組みです。

※長岡市の利用開始日は未定です。決まり次第お知らせいたします。

② 令和8年度介護保険更新認定申請の受付開始日について

令和8年度の更新認定申請の受付開始日は資料8のとおりです。

③ 「なるほど！介護保険」の変更点について

「なるほど！介護保険」のパンフレットについて、4月からの変更点をまとめましたので、資料9を現在のパンフレット（令和7年6月版）に挟み込んで使用してください。

なお、令和8年度版は8月頃配布予定です。

④ 転入時の要介護（要支援）認定について

住所異動前の市町村で要介護（要支援）認定を受けていた場合、転入日から14日以内に要介護（要支援）認定の申請をすることで、前の市町村で受けていた介護度等を引き継ぐことができます。ただし、転入日から14日を過ぎると前の市町村の介護度等を引き継ぐことができず、認定のない期間のサービスに係る費用については介護保険の対象とはなりません。

サービス利用者が住所異動をされる際にはご注意ください。

担当：介護保険課 認定係

TEL：(0258) 39-2245

FAX：(0258) 39-2278